

令和8年度 第1回 にかほ市総合教育会議 会議録

1. 期 日 令和8年5月18日 月曜日
2. 場 所 象潟庁舎 2階 大会議室
3. 開 会 午前9時30分
4. 閉 会 午前10時58分
5. 出席委員 市長 市川 雄次 教育長 小園 敦 教育委員 伊藤 知
教育委員 小松 雅子 教育委員 佐藤 道彦 教育委員 佐藤 緑
6. 事務局および説明のための出席者
副市長 佐々木 俊孝 教育次長 池田 智成 教育総務課長 山田 高
学校教育課長 佐々木 史子 生涯学習課長 齋藤 和俊
仁賀保公民館長 佐藤 紀子 教育総務課教育総務班長 齋藤 俊晴
商工観光部長 今野 伸二 スポーツ振興課長 齋藤 徹
総務部長 佐藤 喜仁 総務課長 齋藤 邦
総務課総務班長 土田 秀喜 総務課総務班 金子 裕紀
7. 案 件 (1) 部活動地域展開（移行）の状況
(2) 教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
(3) 小中学校再編計画の最新化（学校環境適正化基本計画）
(4) その他

【開会 午前9時30分】

○事務局（齋藤 総務課長）

ご予定の時間となりましたので、これより、令和8年度にかほ市総合教育会議を開会いたします。開会に当たり、市長より挨拶を申し上げます。

○市川 市長

本日は、教育委員の皆さまには、朝早くから総合教育会議にご出席いただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。日頃から皆様方には、教育行政並びに市政全般にわたりご協力ご支援をいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思います。本日の会議の内容は、皆さんにもすでにご通知させていただいている通り、部活動の地域展開の移行状況や、教職員の教育環境という話になりますけれども、小中学校の再編計画の最新化についても吟味いただくことになるかと思っております。皆様方にはいろんなご意見を率直に出していただきながら議論をしていただくことを祈念したいと思います。

本日はよろしくお願ひいたします。

○事務局（齋藤 総務課長）

次に、教育長より挨拶をお願いいたします。

○小園 教育長

にかほ市教育委員会教育長の小園敦でございます。開会にあたりまして、一言ご挨拶させていただきます。

子供は地域の宝であり、にかほ市の未来、希望をつなぐ大切な存在です。日本全国どの自治体でも、少子化、高齢化による様々な課題を抱えておりますが、特に秋田県では、人口減少に伴う、地域社会の脆弱化対策が急がれるところです。にかほ市におきましても、今年度から3年間で行財政改革を集中的に推し進め、未来のにかほ市が心身ともに活力に満ちた市民によって、住みやすい町になるために、日々努力しております。教育委員会は、この改革の趣旨を踏まえ、本日、協議案件となっている学校教育のあり方や教育環境等の改善について、将来を見据えた施策を思案し、検討して参りました。今後も、子供たちにとって何がベストなのか、保護者の気持ちに配慮しながら、限られた財源の中で、最大の教育効果を生むための努力を続けて参ります。

にかほ市教育の魅力は、生涯学習を基軸とした、子供たちへのふるさとにかほの持つ教育資源の積極的な活用です。体験学習を意識した、学ぶ主体の経験値を増幅させていけるよう、一人一人の特性を知り、長所を自覚させ、自己有用感や自信を持たせて参ります。ご理解とご協力をお願い申し上げます。

本日は、現在進行中の3つの案件について、お集まりの皆様から忌憚のないご意見を賜り、多面的な考え方を認知することを通して、今後の教育委員会行政や学校教育の改善に努めて参りたいと思います。本日はよろしく申し上げます。

○事務局(齋藤 総務課長)

本日出席しております、事務局、説明員につきましては、名簿をご覧いただく形で、省略させていただきます。それでは、これから協議案件に入りたいと思います。進行につきましては、にかほ市総合教育会議設置要綱第5条の規定によりまして、市長が会議の議長になりますので、この後の進行は市長にお願いいたします。

○市川 市長

それでは協議に入りたいと思います。本日は、傍聴人が入室、同席しておりますが、この会議については、原則公開であります。本日の協議案件では、市と教育委員会の意思形成過程における情報を取り扱わせていただきます。その性質によっては一部を非公開とするということについても、あらかじめ傍聴人の方にも申し述べさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、(1)「部活動の地域展開(移行)の状況」を、案件とさせていただきます。事務局より説明を求めます。

○事務局(齋藤 スポーツ振興課長)

それでは、中学校部活動地域展開について説明いたします。

国は地域のスポーツ・文化芸術活動を学校単位から地域単位での活動に移行するため、有識者による検討会議提言や「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、令和5年からの3年間で「改革推進期間」と位置づけ、できる限り早期の実現を

目指しています。また、スポーツ庁と文化庁の有識者会議は令和8年度からの6年間を「改革実行期間」とし、休日に加えて、平日でも取り組みを進め、令和13年度までに休日は全ての部活動での移行を目指すとしています。

本市では、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課が連携して進めていますが、昨年1月、「にかほ市部活動地域展開関係者協議会」を開催しました。これには、市内各中学校の校長をはじめ、各競技の部活動顧問やスポーツ少年団各団及びスポーツ協会加盟団体の代表者などが出席し、当時の市の現状、講話、グループワークを行いました。市の現状では、現在の部員数や今後の生徒数の推移が説明されたほか、講話には県教育庁の米沢指導主事を招き「秋田県における部活動地域移行の現在地」についてお話しいただきました。これを踏まえ、競技ごとに分かれグループワークを行いました。主体となる運営団体はどこが担うか、いつから稼働するか、活動場所はどこか、課題は何かなどを話し合いました。

次に、同年7月に「第1回にかほ市中学校部活動地域移行（展開）推進会議」を開催しました。これは、「にかほ市中学校部活動地域移行（展開）推進計画」を策定するため行われたもので、学校をはじめ、スポーツと芸術文化などの代表者が出席しました。出席者の皆さんと意見や情報を交換し、同年11月に同計画を策定しています。市ホームページに掲載されていますので、ご覧ください。

にかほ市の中学校部活動地域展開について説明します。本市の実情に適している地域スポーツクラブの在り方を検討し、スポーツ少年団又はスポーツ協会が受皿として、その役割を担うことを基本としました。配布しております図をご覧ください。「にかほ市地域スポーツクラブ制度の概要」です。母体は3段目にあるスポーツ少年団とスポーツ協会の本体で、2段目にあるスポーツ少年団各団とスポーツ協会各加盟団体が受皿となり活動の場を提供します。3段目のスポーツ少年団とスポーツ協会が、2段目のスポーツ少年団各団とスポーツ協会各加盟団体を管理する、という構図です。そして、4段目の地域スポーツクラブ本部は行政が担い、2段目の地域クラブを地域スポーツクラブとして認定します。

このように本市における中学校部活動地域展開は、スポーツ少年団又はスポーツ協会に所属することを条件に地域スポーツクラブとして認定することとしています。これについては、昨年12月に要綱を策定したところです。なお、市では、地域スポーツクラブの認定にあたっては、スポーツ少年団に所属することを勧めています。これは、スポーツ少年団が青少年の健全育成が目的となっていることや、暴力や暴言、ハラスメントなど不適切な事案に対しての処分基準が設けられていることと、育成母集団が支えとなっているところです。しかし、各競技において、様々な実情があると思いますので、それぞれに合った地域クラブを展開していければと考えています。

また、要綱策定のほか、全競技ではありませんが、同時進行で地域クラブ化に向け、ヒアリングを開始しました。ヒアリングは、ダンス、卓球、柔道、サッカー、ソフトボール、陸上、水泳の7競技と行い、このうちダンス、卓球、柔道、ソフトボールは、市が認定する地域クラブとなりました。なお、ダンスと柔道はスポーツ少年団に所属する地域クラブとして、卓球とソフトボールはスポーツ協会に所属する地域クラブとしてスタートを切りました。一方で、当事者となる中学生やその保護者に向けて「中学校部活動地域展開だより」を今年の2月と4月に発行しました。皆様のお手元にも配布していますのでご覧ください。また、ホームページにも掲載し広く周知しているところです。今後も引き続き「中学校部活動地域展開だより」を随時発行しながら、学校や競技関係者

とのヒアリングや協議を重ね中学校部活動地域展開を進めて行きます。

次に、地域展開の流れといたしまして、サッカー競技の部活動地域展開のイメージを作成してみましたのでご覧ください。

令和8年度、中学校サッカー部は存続します。仁賀保中学校、象潟中学校は外部指導者、先生で対応しています。現在、金浦中学校の部活動はありません。次年度に向けてサッカー協会クラブを設立できるよう、スポーツ少年団に加盟する準備をします。今年度の部活動につきましては、これまでと同様に活動し、合同練習が可能な場合は、合同で活動します。また、今年度中に金浦中学校から新規部員がある場合は、象潟中学校合同で活動し、大会へは仁賀保中学校と象潟中学校、金浦中学校の合同チームで出場します。資料裏面をご覧ください。令和9年度以降、中学校サッカー部は廃部、地域クラブとしてスポーツ少年団に加盟し、地域クラブとして統一した活動を目指していきます。部活動時と同様に加入者から活動費を徴収し、保険、指導者への謝金、大会参加費用を自分たちで確保、活動を運営し、サッカー協会傘下のチームとしての自立を促していきます。これはあくまで、サッカー競技のイメージの一例となります。他のスポーツ競技においても、様々な実状に応じて弾力的に進めていきます。以上で説明を終わります。

○事務局(齋藤 生涯学習課長)

文化部については、生涯学習課の齋藤が説明いたします。

文化系の部活の今の状況ですが、スポーツの方と比べると進んでいないというのが現状です。こちらの方の、芸術文化団体、協会の方にも声かけをしておりますが、なかなか指導してくれるような団体・個人が見つからないという状況です。

吹奏楽部を一例にとりますと、練習の場所であるとか、楽器保管の場所、運搬と諸問題がありますので、これからも、団体の受け入れ先を探すことを前提としながら、諸問題についても解決していきたいと思っております。簡単ですが、説明は以上です。

○市川 市長

それでは、(1) 番の「部活動地域展開（移行）の状況」についての事務局の説明が終わりましたので、委員の皆さんからご質問等をお受けしたいと思っております。小松委員、どうぞ。

○小松 委員

吹奏楽に関して伺いたいのですが、どうも全国あちこち皆さん困ってらっしゃるようです。楽器の運搬、保管、練習場所などの他に、その所有ということに関して、今は各学校で保有しているものを、にかほ市全体で保有して貸与という形にはできますか。

○事務局(齋藤 生涯学習課長)

まだそこまでは検討が進んでおりません。学校の保管場所もありますし、学校で練習するとなると、体育館開放と違って、非常時の警備保障の関係もあって、これを開けるためには、誰か職員に出てきていただかなければいけないという問題もありますので、そういうことも全部クリアしないと本当の地域移行ではないのかなと考えております。

○小松 委員

そこまでいなくても、平日の練習は生徒のみで音楽室で個人練習、月 2 回程度でもいいので、例えば、金浦の音楽室もありますが、大きな活動室で練習できるような形というのも考えられるのではないかと思います。常に全員がそろって合奏で練習するというのではなく、通常の楽器を習っているお子さんたちのように、各々個人練習をして、月何回か先生に見ていただくという形に、ちょっと初心者にはかなり難しいことではありますが、そういう手もあるのではないかと思います。大体の人数がそろわないとなかなか合奏もできないと思いますので、そういう方法もあるかなと思いました。

あと、楽器の所有に関して、今、楽器がものすごく高くて、フルートは 10 万円ぐらいじゃ買えません。今、個人持ちの方がいらっしゃるかどうかはわかりませんが、これからも吹奏楽を続けるとすれば、楽器の保有ということがとても問題になってくると思うので、そちらの金銭的な手当の方を考えていただかないと、話は進まないと思います。

あと、美術に関してはどうでしょうか。

○事務局(齋藤 生涯学習課長)

市の芸文協に絵のサークルもあります。そちらの方にも声掛けはしておりますが、受けてくれる方はいないという状況です。

○佐藤 道彦 委員

小松委員からの話とちょっと重なるところがありますが、文化部も地域移行ということになるのでしょうか。イメージとして、大人数であるスポーツ部は、指導者も含めて確保できないのでまとまるということは分かりますが、文化部、それこそ吹奏楽は少人数や大人数編成もあるでしょうけれども、美術の場合は個人個人でやることも多いです。それも地域移行になるのでしょうか。そういうふうに進めているということでもよろしいでしょうか。

○事務局(佐々木 学校教育課長)

はい。これからは文化部も地域展開をしていくという予定であります。

○佐藤 道彦 委員

分かりました。あと、もう一点お伺いします。

スポーツ部のことですが、合同練習の移動手段について。例えば、おそらく平日は個別でそれぞれの中学校単位で練習し、大会があれば合同で練習するという形でやっていくことになると思いますが、当然、その移動は親の負担が大きくなりますよね。結局、全部親がその合同練習会場まで送るとなると、なかなか平日は厳しいと思います。そういう問題についてお聞かせいただけますか。

○事務局(齋藤 スポーツ振興課長)

送り迎えのところはやはり一番ネックなところですよ。

まずは、考え方として、登録をスポーツ少年団のクラブ等に登録する、もしくはスポーツ協会に登録するということがあります。スポーツ少年団に登録するということはお話した通りです。一

方、育成母集団、やはり親御さん方、個人 1 人の自分の子供だけ見るのではなくて、加入している子供たちの親御さんだったら、おじいちゃんだったり、おばあちゃんだったり、そういうところの手助けがどうしても必要になるのかなというところは想定しております。

ただ、市としてですが、送迎用のバス等の手配というのは現状、これから立ち上がって行って、こういうものが絶対必要になるというところで要望が出てくるかな、と想定はしているところです。

○佐藤 緑 委員

文化部の方もいろいろありますけれども、由利本荘市内の学校だと科学部とかもあつたりしますよね。学校の授業の延長で今後行くのか、それとも業務として先生たちの負担のことも考えるとどうなのかなとか、個別の部活動のことを考えるといろいろ出てくるでしょうけれども、生徒の皆さんがいろいろ活躍できるっていうような場面を、それぞれの持つ個性や資質、そういったものを生かして活躍できる場面というものを残していただければなと思いました。これは質問ではないですけれども、なんとか、生徒一人一人の活躍の場を整えるということをお願いいたします。

あと、もう 1 つ、運動部の方ですけれども、スポーツの受け皿はスポーツ少年団やスポーツ協会というふうに分かれておりますが、例えば、今後、説明があつたように、競技の実状に合わせて変えることで、競技ごとに違っている状況になることに不都合のようなものはないのでしょうか。あるいはいずれ一本化されるとか、そういうふうな方向性を考えていらっしゃるのか。その辺りをお伺いしたいなと思えます。

○事務局(齊藤 スポーツ振興課長)

ありがとうございます。現状では、現状のスポーツ少年団にあるスポーツが部活動になっています。スポーツごとにまちまちなところがありますけれども、最終的には、総合型スポーツクラブに統一して、1 つにまとめていければなと思えますが、かなりの時間を要するのかなと想定しています。

○伊藤 委員

部活動の地域移行というのはどこにも来ていることについては、理解はします。ただ、こうしたときに、受皿がスポーツ少年団とスポーツ協会となればいいですが、我々の考えとして、部活動も学校教育の一環であつて、そうなったときに、学校としてこの協会・団体にどう携わっていくのかということです。もう、学校教育の一環ではないと、スポーツに関しても文化に関しても、どうぞ団体でやってくださいという形にするのでしょうか。その線引きをはっきりしておかないと、学校の先生、教師の方たちがどうそれに関わっていくのかというところが、見えてこないと思えます。ただ、その辺の関係をしっかりと線引きする必要があると思えます。

それと、中体連の方はどのような考えを持っているのでしょうか。例えば、合同チームでもいいとなつていて、それをスポーツ少年団やスポーツ団体に移管したときに、そこは中体連では受けませんとなつた場合、子供たちが活躍する場がなくなります。その辺の中体連との協議というのは、どのようになっているのかも含めて、やはりこれから、簡単に 1、2 年ではできる問題ではないと思えます。

ましてや、令和 14 年度に、中学校を統合するというような計画があるわけじゃないですか。統合したときに、部活動の子供がたくさんいて、話題に上がってきたサッカーも 1 チームで行けますと

なったときに、これをまた学校教育に戻すのでしょうか。

その辺も含めて、長期的な考えを持たないといけないと思います。簡単に今スポーツ少年団かスポーツ協会に移管しますよってという話ではないと思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○事務局(佐々木 学校教育課長)

部活動が学校教育の一環であったことは間違いないかと思いますが、働き方改革であるとか、様々な昨今の情勢もあり、それを学校から切り離そうというのが、この部活動地域移行の大きな流れかと考えております。ただ、学校の先生方の中には、子供の部活動の指導をしたいということで、スポーツ協会に登録をして、そして関わっていくという方も、一定数にかほ市におられます。中体連のことにしましては、後程、場を改めてお話をさせていただければと思います。

○伊藤 委員

中体連と関わって部活動の話を持っていかないと、話は進まないと思います。

にかほ市は先進的にこのスポーツ団体と協議してこの団体に入りました。しかし、中体連はそのスポーツを受け入れません。そうしたら、子供たちはどうなるのでしょうか。やはり、そこをしっかりと連絡を密にして手を取っていかないと、この問題は解決できる問題ではないと思います。その辺はしっかり持っていかないと、結局スポーツ少年団が、かなり前に、学校から離れたじゃないですか。今まで、学校の先生が必ず顧問としてスポ少活動をしてという形が、スポーツ少年団になったことによって学校の先生は働き改革で関係なくなり、スポーツ少年団の指導者が責任を持ってくださいという形になるわけじゃないですか。そうしたときに中体連はどうなるのか、どの立ち位置になるのかということが、子供たちのために見れば大事です。確かに、これをするによって指導の一本化ということはできると思います。スポ少から、もしかすると成人の団体もあるだろうし、60代のサッカーの選手もいるし、それが一本になってきて、非常に競技としてはいいと思いますが、子供たちの自分たちの技術を披露する場ということ、やはりしっかりと考えていかないと、この問題は解決しないと思うのですが、どうでしょうか。

○事務局(佐藤 仁賀保公民館長)

補足させていただきます。中体連の大会には、毎年2月に申請して条件を満たせば、学校部活動以外のクラブチームなども参加できるようになっております。にかほ市では、卓球の金浦TTC、金浦中学校に部活動がないので、そちらの団体は申請して参加しております。

○市川 市長

今の伊藤委員の意見、ご質問に対する見解については、調査不足だとすれば、まとめていただいて、もう一度、伊藤委員個人にではなく教育委員の皆さんにきちんと伝えて、この総合教育会議に出た議論ということで、検討をお願いしたいと思います。

○小松 委員

今、学校の先生のお話が出ましたが、指導者がいないということで、学校の先生が自ら希望して指導者になりたいと言え、指導者として、時間的、あと報酬も発生するわけですね。その辺は、

できるものなののでしょうか。ただし、そうなると先生の働き方改革には逆行する形になります。中には、野球の指導がしたくて、学校の先生になると言っている子供たちも今たくさんいます。その辺の時間や学校側の対応、扱いなどは考えていますか。

○事務局(佐々木 学校教育課長)

地域クラブの指導につきましては、申請をした場合、許可が出ます。しかし、学校の業務とは離れますので、これは働き方改革との逆行とは考えておりません。あくまでもその方のライフワークの中で、指導したいというその熱意のもと行うということになっております。

○市川 市長

他にありませんか。またこの内容についてご質問がある場合、後のその他の中でも、お受けしたいと思います。次の(2)に進めさせていただきます。

(2)「教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」についてを案件とさせていただきます。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局(佐々木 学校教育課長)

それでは協議案件(2)につきまして、趣旨、現状、目標、それから具体的な措置について、学校教育課佐々木からご報告をいたします。着座にて失礼いたします。

別紙資料「にかほ市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」の1ページ目をご覧ください。

まず、計画の趣旨です。本市では「夢をもち、心豊かで、元気な子ども」の育成を目指しています。この目標を達成するためには、教職員が子どもと向き合う時間をしっかりと確保し、健康で意欲的に働ける環境づくりが不可欠です。働き方改革は、単なる負担軽減にとどまらず、教育の質を高めるための重要な取組です。本計画は法律に基づき、業務管理と健康確保を体系的に進め、持続可能な学校運営体制を築くことを目的としています。次に対策の経緯と現状です。本市では平成29年に多忙化対策委員会を設置し、令和5年には業務管理規則を策定しました。さらに令和4年度から勤怠管理システムを導入し、勤務時間の可視化を進めています。令和6年度の実績では、時間外の在校時間は年平均で小学校が38.8時間、中学校が36.7時間でした。しかし、長期休業月を除くと、国が定める上限である「月45時間」を超える教員が小・中学校ともに3割を超えており、長時間勤務が常態化しています。また、過労死ラインとされる「月80時間」を超える教員も一部に存在しており、健康被害や教育の質低下を招く深刻な課題として、実効性のある改善策が急務となっています。

これらを踏まえ、本計画では高い目標を掲げます。時間外在校時間を「月45時間以下」とする割合を100%にし、年間の月平均を30時間程度、年間総時間を360時間以下に抑えます。あわせて、ワークライフバランスの向上に向けて、年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にします。さらに、ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させ、健康リスク値を65以下に改善し、働きがいに関する肯定的回答を60%に引き上げることを目指します。計画期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間です。

最後に、期間中の重点的な取り組みを3つの視点からご説明します。

1つ目は「学校業務の見直し」です。通学路の見守りは地域や保護者と連携し、地域行事の調整は地域学校協働活動推進員や市教委が担います。学校で対応が困難な過剰な苦情には、市教委を通じて顧問弁護士を活用します。また、会計年度任用職員を配置してウェブサイト作成や教材作成を支援するほか、ICT機器の管理は専門業者に委託し、プールの管理・監視業務も外部連携や職員配置で負担を軽減します。部活動については、平日・休日を問わず地域展開を推進し、移行期には指導員を配置します。さらに、ICT支援員や情報支援員を配置し、授業準備や成績入力などの事務負担を減らします。不登校やいじめの対応には、教育支援センター「ぱすてる」や指導員の学校巡回を活用します。

2つ目は「学校における措置の推進」です。教育課程を適切に管理し、標準授業時数を大幅に超える学校は時数を見直します。形骸化した活動や会議の削減、日課表の工夫を行うとともに、令和11年度までに「秋田県統合型校務支援システム」をすべての学校へ導入します。

3つ目は「教職員の健康及び福祉の確保」です。月80時間超の長時間労働者や高ストレス者には医師の面接指導を行い、相談窓口を毎年度初めに全職員へ周知します。さらに、夏と冬の長期休業中には一斉閉庁日を設定し、まとまった年次有給休暇を連続して取得できるよう強く推進してまいります。

最後になりますが、取組を確実に実行するためのフォローアップ体制です。本計画で最も重視するのは、実態の徹底的な可視化と報告です。教職員の在校時間は厳格に把握し、毎年度、必ずホームページで広く市民へ公表します。さらに、教育委員会会議、および総合教育会議の場においても現状をダイレクトに報告し、組織全体で厳しくチェックを行います。目標の達成状況は毎月のデータで管理し、長時間勤務や持ち帰り業務などの課題がある学校へは、年度内の改善に向けて即座に個別指導と支援を行います。あわせて「にかほ市多忙化対策委員会」を継続し、実態の再確認と振り返りを行うことで、実効性のある働き方改革を推進してまいります。

以上、本市が目指すよりよい教育の実現に向け、環境整備に努めてまいります。以上です。

○市川 市長

事務局からの説明が終わりましたので、各委員の皆さんからご質問をお受けします。

○伊藤 委員

2、3年前から教職員の健康診断は、予算をつけて確実に受けるようにという話がされています。最初に報告があったときは100%の受診率ではなかった経緯があります。今現在の教職員全員が確実に受けているのか。体の健康がなければ心の健康もありませんので、その定期検診の実施状況がわかっているようであれば教えていただきたいです。

もう1つが、教育委員会で夏季冬季の学校の閉庁時間、閉庁日ということ報告されるわけですが、例えば、それだけではなくて、もっと、5月の連休だとか、あるいはシルバー連休だとかいうところにも、完全閉校日というものを設けることによって、教師の休みを多くできないものなのかと、私はいつも思っていました。だから、春休みもあるのだけれども、完全閉庁日というものを設けることによって教師の休日を増やすというのも1つの手だと思いますが、その辺の考え方を教えていただければありがたいです。

○事務局(佐々木 学校教育課長)

ありがとうございます。健康診断につきましては、正確な数値は、今ここで申し上げることができませんが、私が昨年度まで勤めていた学校では、確実に養護教諭が100%受けるまでプッシュをしておりましたので、100%受けていたかと思えます。

閉庁日につきましては、管理規則もございますので、ここでどのように進める、ということはありませんが、新たな視点として受けとめさせていただきます。以上です。

○佐藤 道彦 委員

2点ほど、現状の時間外勤務時間が月80時間を超える人も一部いる、とあるのですが、これは普通の学校の仕事をしてこんなにあるってことでしょうか。これに関しては、余りにも多大になっていると思うので、例えば、誰かストップをかける役割の人はいないのでしょうか。それは各先生に任せるのでしょうか。そこがまず1点です。

もう1つは、いわゆる数値目標として、例えば45時間以内の割合を100%にするとか、30時間程度、360時間とあります。数値はいいですけれども、この数値を守れば、職員のストレスが軽減される、負担が軽減されるとはならないのかなと思います。数値以外の、例えば45時間以内でやったとしても、それでもその先生にとっては負担になっていることがあります。その先生ごとの能力もあるでしょうから、そういう数値以外のところもちゃんと見ていかないといけないのではないかなと思います。そういうところのお考えもありましたらお願いしたいと思います。以上です。

○事務局(佐々木 学校教育課長)

ありがとうございます。まずはこの80時間の過労死ラインを超えている方々につきましては、もちろん管理職の方でも声をかけ、そして早く帰るようにと日々言っておりますが、まず、その80時間を超えているのが管理職だという事実がございます。教頭職ですけれども、教頭の業務が余りにも多過ぎて回らない。そして、すべての案件が教頭にまず持ち込まれるということがありまして、正確な業務が始まるのは、自分は午後6時過ぎたという教頭もいたくらいです。

これにつきましては、全県を挙げて、いや、ひょっとしたら、日本全国を挙げて、業務改善に今取り組んでいるところでありますが、なかなか進んでいないのが現実であります。

○佐藤 道彦 委員

教頭先生は、ある意味、先生方の手本、見本のようなものなので、教頭先生にはその意識を変えてもらうようにすればいいかなと思いますが。

○事務局(佐々木 学校教育課長)

ありがとうございます。意識は皆、早く帰りたいと思いますけれども、なかなか仕事が終わらずに帰れないという状況があるかと思えます。ただ、すべての教頭ではありません。

次に、数値目標だけでなくというご指摘、ありがとうございます。その通りでございます。働き方改革を、数値だけ、早く帰れ、仕事をするなというだけではなくて、働きがいのある、そして、本当に子供にとって必要な、その仕事を厳選して行えるような、そういう学校組織、学校風土づくりに努めて参りたいと私は考えております。以上です。

○小松 委員

皆さんとても時間短縮などに、頑張ってもらってるのをずっと見てきていて、だんだん改善されているなどというのは、見てとれるような気がします。

時々、先生方がUSBを紛失したとか、そういう事件が年に何件か起こりますが、それは、時間ばかり気にして、こっそり隠れて持ち帰るからそういうことが起きるのかな、と個人的には思っています。そういうことがないよう、時間短縮だけではなく、どの先生がどれほど業務を抱えているかをととても大変だとは思いますが、校長先生に全体を見渡し、その先生方の度量と仕事量などをチェックしていただけるよう目を配っていただきたいと思います。以上です。

○佐藤 緑 委員

今の意見と似ているのですが、持ち帰り業務についてです。学校での滞在時間が短くても、持ち帰って家庭で3時間、4時間というふうに、目に見えない時間外勤務的なものを、どの先生もお持ちなのではないかなと思います。そういったところの現状把握というものを、やはりきちんとしていかなければいけないだろうと思います。特に小学校、中学校では、研究会等が多いのでそういったものの準備であるとか、学校行事であるとか、家庭との対応であるとか、様々にわたる業務について、みんなで協力して対応できるような、1人の先生だけが抱え込むことのないような、そういう体制、チームでというふうなことを皆さん心得てはいると思いますけれども、それが形となってあらわれない先生ももしかしたらいるかもしれませんので、お願いいたします。

1ヶ月の時間外在校時間が45時間以内というのは、結構厳しい数字かなと個人的には思います。例えば、行事であるとか、年度の初め、あるいは、学期の始まり終わりのあたりであるとか、月によっては、ちょっと超えてしまうこともあるのではないかなと思います。この45時間以内の100%という目標が、実際的なのかどうかということを押見していたところでした。でも、そういうことを目指していかなければいけないのでしょうか、持ち帰り業務との関係もありますし、ちょっと難しいところですが、ただ、先生たちが、何を負担に思っているのか、そういった辺りの実態把握をされているのでしょうか。例えば、時間外勤務が何に充てられているのか、それをどの程度負担に思っているのかです。やはり、その受け止め方が先生によって違って来るかと思しますので、校長先生、教頭先生を通してでしょうかけれども、面談等を通して、実際に業務に携わっている先生たちをいやしてあげていただければなと思います。以上です。

○市川 市長

【非公開の確認】

他にありませんか。なければ、次に進めさせていただきます。

それでは、(3)の「小中学校再編計画の最新化(学校環境適正化基本計画)」を案件とさせていただきますが、この案件については個別具体的な協議調整の内容となりますので、内部における検討段階、意思形成過程における情報となり、政策の運営上、非公開にしたいと思います。皆さんにお諮りさせていただきますが、これからの会議を非公開とすることについてご異議ありませんか。

(なし)

全会一致でここからは非公開とさせていただきます。恐れ入りますが傍聴人の皆さんにはご退席

をお願いしたいと思います。

【傍聴人の退席】

【非公開案件に関して協議】（午前 10 時 21 分）

○市川 市長

続いて（4）その他についてですが、事務局の方で何かありますか。ありませんか。

では、委員の皆さんにこれまでの（1）から（3）の議論の中で、ご質問等についてまだ何かあることがあれば、どうぞ遠慮なくご質問等をいただいても結構です。よろしいですか。

無いようでありますので、本日の協議についてはここで終わりにしたいと思います。大変活発なご議論大変ありがとうございました。

○事務局（齋藤 総務課長）

ありがとうございました。今後の総合教育会議につきましては、今年度の開催の予定は、現在のところありません。協議事項が生じた場合には、その都度お知らせさせていただきます。

それではこれもちまして、令和 8 年度総合教育会議を閉会いたします。

【閉会 午前 10 時 58 分】